

石川県防災・減災推進条例(仮称)の 制定について

全国の防災対策等に関する条例について

1 全国の状況

○ 33都道府県が制定

※うち9都県は震災対策に関する条例

2 構成及び項目

- ① 前文 ② 総則（目的、基本理念、各主体の役割）
- ③ 各主体の取組（災害予防、応急対策、復旧・復興等のフェーズごと）
- ④ 災害の教訓の伝承（防災の日等について）

3 主体の範囲

	県民	事業者	自主 防災組織	県	市町村	学校 管理者	防災 ボランティア	消防団	防災士	非営利 組織	社会福祉 協議会
全国状況	24県				19県	4県	3県	2県	1県		

4 主な主体の役割・取組

主体	県民	事業者	自主防災組織	市町村	県
役割	・自分事としての防災対策	・積極的な防災対策	・地域防災力の強化	・国、県と連携した 総合的な防災対策	・国との連携、市町支援 など総合的な防災対策
取組	・生活必需品の備蓄 ・住宅の耐震化 など	・業務継続計画の策定 ・事業所の耐震化 など	・防災訓練等の実施 ・避難所運営協力 など	・物資の備蓄、供給 ・避難所の運営 など	・県民へ防災の普及啓発 ・応援職員の受入 など

5 災害の教訓・伝承

○防災の日（週間/月間）：14県（日：5、週間：3、月間：2、日+週間：2、日+月間：2）

<例>・防災の日：過去の災害発生日、毎月1日、出水期前

・防災週間、月間：防災の日を含む期間、災害が少なく催事に適した時期（11月）

※国：9/1防災の日、8/30～9/5防災週間、1/17防災とボランティアの日、1/15～22防災とボランティア週間

今後の防災・減災の推進に向けた基本的な考え方

能登半島地震検証結果

地震の被害：建物全半壊 約2万5千棟、死者 721人、避難者最大 約3万4千人

- 自治体自身の被災や道路の寸断などで、「公助」に大幅な遅れが発生
- 住宅の耐震化などの推進が必要（直接死の約6割が建物倒壊等に起因）
- 防災士の組織的な活動、防災士会間の連携や相互支援体制が不足
- 災害支援NPOなど民間支援団体との連携が不足

石川県地震被害想定

- 県内全ての市町で最大震度6強以上の地震が発生する可能性
 - 森本・富樫断層帯では、建物の全壊が約4万7千棟、死者が約2千2百人、避難者が約19万2千人発生すると想定
 - ※住宅の耐震化や家具固定、感震ブレーカー設置により大幅に被害軽減可能

大規模災害では「公助」が行きわたるまでに時間がかかるという想定のもと、
県民一人一人の「自助」「共助」意識が重要

石川県防災・減災推進条例（仮称）の制定について（概要）

目的

令和6年に石川県が経験した2つの**災害の風化防止**、県の進める**防災対策の方向性の明示**、県民や県・市町など**多様な主体の役割や取組の明確化**により、各主体が主体性を持ち、相互に連携した防災対策を実施し、災害に強い安全・安心な石川県を目指す

基本的な考え方

令和6年能登半島地震、
奥能登豪雨での経験、教訓

能登半島地震の検証結果

地震被害想定調査結果

先行事例や新たな知見など

【行政の防災体制の強化】

広域避難、孤立集落対策、避難所の環境整備

【県全体での災害への備え】

職員の災害対応力向上、県民の防災意識、
自助・共助意識の醸成（事前防災）

【人的被害、住家被害の軽減】

住宅の耐震化、家具の固定、感震ブレーカーの設置

過去の災害の**経験や教訓**、**新たな知見**を踏まえ、**県全体で防災対策を行うこと**を明文化

構成イメージ

※理念条例とし、県民をはじめ各主体に対し強制力や義務を課すものとししない

前文

総則

- ・目的
- ・基本理念
- ・主体の役割

各主体の取組

- ・防災減災対策
- ・災害応急対策
- ・復旧・復興対策

教訓の伝承

- ・災害教訓の伝承・発信
- ・防災の日（週間/月間）

今後のスケジュール

時 期	会 議 等	内 容
6月17日	第 1 回条例検討委員会	条例構成イメージなど
6月22日	防災アドバイザー会議	//
7月以降	第 2 回条例検討委員会	条例素案
	パブリックコメント	
	第 3 回条例検討委員会	パブリックコメント等の状況に応じて開催
9月または12月	9 月議会または12月議会	条例案を提案

※防災アドバイザー、各市町等から随時意見をいただく